

地域密着型サービス第三者評価の実施について（指針）

1 第三者評価の目的

地域密着型サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 97 条第 7 項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 86 条第 2 項の規定を参酌して市町が条例に定める基準に基づき、認知症対応型共同生活介護（介護予防事業を含む。）の事業者（以下「事業者」という。）が受けるものとされる第三者による評価として位置づけるものである。

事業者は、第三者評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、第三者評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることをねらいとするものである。

2 第三者評価の頻度

事業者は、その事業所ごとに、市町が条例に定めるところにより第三者評価を受けるものとする。

3 第三者評価機関

- (1) 第三者評価は、兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）が県内における第三者評価を適切に実施することができると認めて認証した機関（以下「評価機関」という。）が行うものとする。
- (2) 評価機関の要件及び認証手続きについては、別に定める。

4 第三者評価の手続き

第三者評価の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業者は、第三者評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。
- (2) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき、同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- (3) 評価機関は、評価機関が定める第三者評価業務実施要領及び事業者と締結した第三者評価契約に基づき第三者評価を行うものとする。

5 第三者評価の体系

認知症対応型共同生活介護事業所については、複数ユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、すべてのユニットを調査対象とし、最終的な評価は事業所全体を単位として評価するものとする。

6 第三者評価の構成

第三者評価は「書面調査」と「実地調査」で構成し、1件の評価は2人以上の評価調査者が一貫して実施し、評価結果は当該評価調査者を含む3人以上の合議により決定するものとする。

7 書面調査

書面調査は次に掲げる調査により行うものとする。

(1) 現況調査

第三者評価を受ける事業者から、次の書面の提出を受けて行う。

- ① 情報提供票(介護サービス情報公表制度の調査で提出されたもの)
- ② 過去1年間の利用者の入れ替わりの状況及び職員の異動状況が分かる書類
- ③ その他事業所の運営やサービス提供の概要が分かる書類

(2) 自己評価調査

第三者評価を受ける事業者から、3ヶ月以内に実施した自己評価及び第三者評価結果(様式1)の提出を受けて行う。

(3) 利用者家族調査

原則としてすべての利用者の家族を対象として、様式3を参考に、利用者家族等アンケート調査を行う。

8 実地調査

実地調査は次により行うものとする。

- (1) 実地調査は、書面調査を実施した後に、2人以上の評価調査者が事業所を訪問して行う。
- (2) 実地調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査者全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。
- (3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

9 第三者評価結果の決定等

第三者評価結果の決定等は次により行うものとする。

- (1) 第三者評価の結果は、当該調査に一貫して当たっている評価調査者を含む３人以上の合議により、書面調査と実地調査の結果を総合的に勘案して決定し、事業者に対して結果確認を行う。

この場合、評価機関が必要と認めるときは、認知症介護に関する学識経験者、事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会の審査を経るものとする。

なお、「必要と認めるとき」とは、評価結果に対して異議のある事業者からの意見に対して、専門的な観点から審査を行う必要がある場合とする。

- (2) 評価機関は、第三者評価の結果を決定したときは、自己評価及び第三者評価結果（様式１）により当該結果を事業者に通知するものとする。また、併せて「２ 目標達成計画」（様式２）の提出を事業者に求めることとする。
- (3) 評価機関は、事業者が事後の改善状況を独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療ネットワークシステム（WAMNET）（以下「ワムネット」という。）に掲載する手続について、情報提供するものとする。

10 第三者評価結果の公開

第三者評価結果の公開は次により行うものとする。

- (1) 評価機関は、利用者のサービスの選択に資するため、ワムネットを利用して、自己評価及び第三者評価結果（様式１）及び「２ 目標達成計画」（様式２）により第三者評価の結果を公開するものとする。
- (2) 事業者は、自己評価及び第三者評価の結果（以下「評価結果」という。）を次の方法で公開するものとする。
 - ① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明する。
 - ② 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示する。
 - ③ 利用者及び利用者の家族へ手渡し又は送付して説明する。
 - ④ 指定を受けた市町に提出する。
 - ⑤ 自ら設置する運営推進会議において説明する。

11 書類の保存期間

事業者は、評価機関から通知を受けた日から３年間、評価結果を保存するものとする。

12 守秘義務等

第三者評価に係る守秘義務は次のとおりとする。

- (1) 評価機関は、第三者評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないものとする。また、評価調査者についても同様とする。
- (2) (1)にかかわらず、実地調査等において緊急を要する事項（基準省令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査者は、評価機関を通じて市町及び県の担当部局に情報提供するなど、適切な対応を行うものとする。

13 委員会への報告

評価機関は、年1回「現況報告書」により第三者評価の実施状況等について委員会へ報告するものとする。

14 その他

評価項目は別紙のとおりとする。